

長崎県ビジネス支援プラザ条例

平成16年12月22日長崎県条例第75号

改正平成26年3月31日条例第30号

(設置)

第1条 本県の産業構造の高度化及び多様化を推進し、地域経済の発展を図るため、新たな産業及び高付加価値型の産業を創出し、並びに育成する拠点として、長崎県ビジネス支援プラザ(以下「支援プラザ」という。)を長崎市に設置する。

(事業)

第2条 支援プラザにおける事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誘致企業が事業活動を行うための施設の提供
 - (2) 創業者を育成するための施設の提供
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、支援プラザの設置の目的を達成するために必要な事業
- (支援プラザの管理)

第3条 支援プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援プラザの使用の許可に関する業務
 - (2) 支援プラザ及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、支援プラザの運営に関して知事が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の手續)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 支援プラザの管理に関する事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、支援プラザを使用しようとする者の公平な使用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、支援プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った支援プラザの管理を安定して行うことができるものであること。

(使用対象者)

第7条 第2条第1号の施設を使用することができる者は、次に掲げるいずれの事項にも該当するものとする。

- (1) 製造業、ソフトウェア業その他知事が必要と認める事業のために使用すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第2条第2号の施設を使用することができる者は、次に掲げるいずれの事項にも該当するものとする。

- (1) 新たに創業しようとするものであること又は使用開始の時点で創業後5年を経過していないものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(使用の許可等)

第8条 支援プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 支援プラザ及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援プラザの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に、支援プラザの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、若しく

は担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

(使用許可の取消し及び使用の中止)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) その使用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前条第4項の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な行為により前条第1項の許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(使用許可事項の変更)

第10条 使用者が第8条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに指定管理者へ届け出なければならない。

(使用期間)

第11条 第8条第1項の許可の期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる施設 3年
- (2) 第2条第2号に掲げる施設 次の区分に応じ、当該区分ごとに定める期間
 - ア 創業準備室 6月
 - イ 小創業者育成室 1年
 - ウ 中創業者育成室 2年

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項各号に定める期間(同項第1号に掲げる施設にあっては2年とし、同項第2号ウに掲げる施設にあっては1年とする。)を限度として使用期間を更新することができる。ただし、同項第2号に掲げる施設については、使用期間が通算して5年を超えることはできない。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料の納期限は、使用を開始する日の属する月の使用料にあっては、当該開始日の属する月の末日、翌月以降の使用料にあっては、それぞれ前月の末日までとする。

3 使用者が、商談室及び展示交流室を指定管理者の許可を受けて使用するときは、使用料を徴収しないものとする。

(使用料の減免)

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第9条第5号の規定により使用の許可を取り消されたとき。

(2) 使用者の責めに帰ることができない理由により支援プラザの使用ができなくなったとき。

(原状回復)

第15条 使用者は、支援プラザの使用を終了したとき又は第9条各号の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第16条 支援プラザ及びその附属設備を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、支援プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

区分	最初の使用開始日からの期間	単位	使用料
誘致企業向け貸事務室	3年以内	1平方メートルにつき 1月	1,020円
	3年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	2,570円

創業準備室、小創業者 育成室及び中創業者育 成室	1年以内	1平方メートルにつき 1月	1,020円
	1年を超え2年以内	1平方メートルにつき 1月	1,540円
	2年を超え3年以内	1平方メートルにつき 1月	2,050円
	3年を超え4年以内	1平方メートルにつき 1月	2,360円
	4年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	2,570円

備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 月の途中で使用を開始し、又は終了するときは、その月の使用料は、日割計算による。

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例
- 雲仙公園使用条例の一部を改正する条例
- 長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 長崎県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例
- 長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 長崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 長崎県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県ビジネス支援プラザ条例等の一部を改正する条例
- 長崎県工業技術センター条例及び長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例
- 長崎県技能会館条例の一部を改正する条例
- 長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
- 長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 長崎県農林技術開発センター手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県県民の森条例の一部を改正する条例
- 長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例
- 長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例
- 長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- 県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例
- 長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例
- 警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 武道館条例の一部を改正する条例

所属課(室)名

- 人 事 課
- 新 行 政 推 進 室
- 財 政 課
- 情 報 政 策 課
- 環 境 政 策 課
- 自 然 環 境 課
- 福 祉 保 健 課
- 医 療 政 策 課
- 医 療 人 材 対 策 室
- 国 保 ・ 健 康 増 進 課
- 障 害 福 祉 課
- こ だ も 未 来 課
- こ だ も 家 庭 課
- 新 産 業 創 造 課
- 〃
- 雇 用 労 働 政 策 課
- 〃
- 水 産 加 工 流 通 課
- 漁 港 漁 場 課
- 農 政 課
- 畜 産 課
- 林 政 課
- 道 路 維 持 課
- 港 湾 課
- 河 川 課
- 住 宅 課
- 教 育 庁 教 育 環 境 整 備 課
- 教 育 庁 教 職 員 課
- 〃
- 教 育 庁 生 涯 学 習 課
- 〃
- 警 察 本 部 警 務 課
- 警 察 本 部 教 養 課

<p>1～10 略</p> <p>11 第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>12及び13 略</p>	<p>1～10 略</p> <p>11 第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>12及び13 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

長崎県ビジネス支援プラザ条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第14号

長崎県ビジネス支援プラザ条例等の一部を改正する条例

（長崎県ビジネス支援プラザ条例の一部改正）

第1条 長崎県ビジネス支援プラザ条例（平成16年長崎県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
区分	最初の使用開始日からの期間	単位	使用料	区分	最初の使用開始日からの期間	単位	使用料
誘致企業向け貸事務室	3年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>1,040円</u>	誘致企業向け貸事務室	3年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>1,020円</u>
	3年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,610円</u>		3年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,570円</u>
創業準備室、小創業者育成室及び中創業者育成室	1年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>1,040円</u>	創業準備室、小創業者育成室及び中創業者育成室	1年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>1,020円</u>
	1年を超え2年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>1,570円</u>		1年を超え2年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>1,540円</u>
	2年を超え3年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,090円</u>		2年を超え3年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,050円</u>
	3年を超え4年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,400円</u>		3年を超え4年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,360円</u>
	4年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,610円</u>		4年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	<u>2,570円</u>
備考 略				備考 略			

（長崎県東京産業支援センター条例の一部改正）

第2条 長崎県東京産業支援センター条例（平成17年長崎県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第11条 使用者は、1平方メートルにつき1月<u>2,090円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料）</p> <p>第11条 使用者は、1平方メートルにつき1月<u>2,050円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

（佐世保情報産業プラザ条例の一部改正）

第3条 佐世保情報産業プラザ条例（平成18年長崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第12条第1項関係）				別表（第12条第1項関係）			
区分	最初の使用開始日から の期間	単位	使用料	区分	最初の使用開始日から の期間	単位	使用料
第2条第1号 の施設 (企業向け貸事 務室及び専用 倉庫)	3年以内	1平方メートル につき 1月	<u>780円</u>	第2条第1号 の施設 (企業向け貸事 務室及び専用 倉庫)	3年以内	1平方メートル につき 1月	<u>760円</u>
	3年を超え 6年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,170円</u>		3年を超え 6年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,140円</u>
	6年超	1平方メートル につき 1月	<u>1,560円</u>		6年を超え 10年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,520円</u>
				10年を超え 15年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,520円</u>	
第2条第2号 の施設 (創業者育成 室)	1年以内	1平方メートル につき 1月	<u>780円</u>	第2条第2号 の施設 (創業者育成 室)	1年以内	1平方メートル につき 1月	<u>760円</u>
	1年を超え 2年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,170円</u>		1年を超え 2年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,140円</u>
	2年を超え 3年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,560円</u>		2年を超え 3年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,520円</u>
	3年を超え 5年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,560円</u>		3年を超え 5年以内	1平方メートル につき 1月	<u>1,520円</u>
第2条第3号 の施設 (駐車場)	-	1台につき1月	<u>1,520円</u>	第2条第3号 の施設 (駐車場)	-	1台につき1月	<u>1,500円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

長崎県工業技術センター条例及び長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第15号

長崎県工業技術センター条例及び長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例
(長崎県工業技術センター条例の一部改正)

第1条 長崎県工業技術センター条例(平成元年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第2（第9条関係）						別表第2（第9条関係）					
番号	事務の 名称	手数料 の名称	区分	単位	金額	番号	事務の 名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	工鉦試 験検査 に係る 材料の 試験の 実施	工鉦試 験検査 に係る 材料試 験手 数料	(1) 略			1	工鉦試 験検査 に係る 材料の 試験の 実施	工鉦試 験検査 に係る 材料試 験手 数料	(1) 略		
			(2) かたさ試験 ア 略	略	略				(2) かたさ試験 ア 略	略	略
			イ 2類	同	<u>1,480円</u>				イ 2類	同	<u>1,440円</u>
			(3) 組織試験 ア 1類	1 試料 1 試験	<u>2,340円</u>				(3) 組織試験 ア 1類	1 試料 1 試験	<u>1,990円</u>